平成２７年（フ）第４７２号
福岡市博多区東平尾１丁目18番54―712号
債務者　濱田　晴美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３９号
福岡市南区大楠３丁目26番28号、前住所福岡市南区那の川２丁目３番７号
債務者　徳田　真弓
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４０号
福岡市南区向野２丁目19番18号
債務者　吉永　耕造
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４２号
福岡市中央区地行４丁目４番４―16号
債務者　瀧本　健一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５２号
福岡市南区長丘１丁目４番32―402号、住民票の住所福岡市城南区樋井川１丁目19番７号
債務者　鳥居　　寿
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５３号
福岡市東区馬出３丁目８番１―111号
債務者　福山君子こと　朴　　君子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６１号
福岡市城南区金山団地44番506号
債務者　林　　勝
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７３号
福岡市南区曰佐５丁目23番５号
債務者　山田　美幸
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７５号
福岡市早良区東入部６丁目16番38―１号
債務者　原田　光徳
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８３号
福岡県春日市一の谷４丁目34番地２
債務者　瀧本　貴利
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８４号
福岡市中央区荒戸３丁目２番４―306号
債務者　太田　康代
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８８号
福岡市東区和白６丁目23番40―122号
債務者　古川万里子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８９号
福岡市西区十郎川団地11番408号
債務者　大隈　葉月
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０２号
福岡市中央区福浜１丁目１番14―510号
債務者　田中　菜美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６０９号
福岡市博多区博多駅東２丁目13番23号、前住所福岡県春日市昇町５丁目37番地　501号
債務者　天野　正道
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６１４号
福岡市東区香椎１丁目６番８号
債務者　林　アヤ子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２０号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
債務者　沖　　孝介
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部